

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	有限会社 佐野正福祉開発	種別	放課後等デイサービス
			シルビアン スポレクセンター真地
所在地	沖縄県那覇市真地 204 番地	電話番号	080-3518-0042

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	2
② 被災想定	2
(4) 職員勤務体制の措置基準	6
① 業務等の停止措置	6
② 業務停止の基準	6
(5) 大雨洪水発生時の災害対応	7
(6) 台風発生時の災害対応	7
(7) 火災発生時の災害対応	8
(8) 地震発生時の災害対応	8
(9) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	9
① 研修・訓練の実施	9
② BCPの検証・見直し	9
(10) 建物設備の安全対策	9
① 人が常駐する場所の耐震措置	9
② 設備の耐震措置	10
③ 水害対策	10
(11) 電気が止まった場合の対策	10
(12) ガスが止まった場合の対策	11
(13) 水道が止まった場合の対策	11
①飲料水	11
②生活用水	12
(14) 通信が麻痺した場合の対策	12
(15) システムが停止した場合の対策	12
(16) 衛生面（トイレ等の）対策	13
① 利用者	12
② 職員	13
(17) 必要品の備蓄	13
① 飲料・食品	13
② 医薬品・衛生用品・日用品	13
③ 備品	13
(18) 資金手当て	14

2. 緊急時の対応	14
(1) BCP 発動基準	14
(2) 行動基準	14
(3) 安否確認	15
① 利用者の安否確認	15
② 職員の安否確認	15
(4) 施設内外での避難場所・避難方法	15
① 施設内	16
② 施設外	16
(5) 勤務シフト	16
(6) 復旧対応	17
① 破損個所の確認	17
② ライフライン、業者等連絡先一覧	18
③ 行政機関連絡先一覧	18
3. 他施設との連携	19
(1) 連携対策の構築	19
① 連携先との協議	19
② 地域のネットワーク等の構築・参画	19
(2) 連携対応	19
① 事前準備	19
② 利用者情報の整理	20
③ 共同訓練	20
4. 地域との連携	20
(1) 被災時の職員の派遣	20
(2) 福祉避難所の運営	20
① 福祉避難所の指定	20
② 福祉避難所開設の事前準備	20
(3) 通所系固有事項	21
●更新履歴	21
【様式①】利用者の安否確認シート	22
【様式②】職員の安否確認シート	23
【様式③】連絡先リスト（職員、相談支援、学校）	24
【様式④】連絡先リスト（児童、利用者）	25

1. 総論

(1) 基本方針

施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載する。

自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があります。そのため、「利用者（家族）と職員の安全を確保する」ことが、業務継続計画の役割です。放課後等デイサービスは、学校登校時とは下校後、休日には日中と利用者にとって欠かせない活動の場や居場所となっています。自然災害が発生しても「直ちにサービス提供を休止」することだけが最善の方法ではないと考え、被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、サービス提供の方法について事例の検討や準備を進めることが必要となります。また、極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一の業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが重要です。職員の安全確保、自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷であると懸念されます。したがって、過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じていきます。最後に、放課後等デイサービス事業所が社会福祉施設としての公共性を鑑み、施設が無事であることを前提に、施設が持つ機能を活かし、業務継続を図っていきます。

(2) 推進体制

本計画では、法人一括で体制を組み、推進を努めていきます。

①災害対策本部

主な役割	部署・役職	氏名	職務
災害対策本部長	訪問・代表取締役	代表取締役	・本部統括及び緊急対応に関する意思決定
災害対策副本部長	管理者兼児発管	管理者	・本部長のサポート及び不在時の代行、関係各所への連絡・指示

②職員の役割分担

役割	班長	代行	職務
総括	管理者	児童指導員	・災害発生や被災時の情報収集 ・職員や家族の安全確認、職員への連絡指示 ・関係機関との連絡調整 ・利用者（家族）への連絡 ・避難状況の取りまとめ ・施設、設備の被害状況の確認
救護	児童指導員	児童指導員	・負傷者の救出や応急手当ての指揮 ・病院への搬送同行
安全対策	児童指導員	児童指導員	・利用者の安全確認、避難時の誘導 ・利用者への状況説明、家族への引き渡し ・火元の点検、ガス漏れの有無を確認 ・発火防止と火災時の初期消火
物資	児童指導員	管理者	・備蓄食料、避難グッズの補給管理

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

指定緊急避難所（真地小学校）移動時間（徒歩／約10分）

指定避難所（真和志高校体育館）（徒歩／約3分）



② 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

＜項目例＞

交通被害

道路：地震直後の状況は県内の道路は揺れ、液状化により約 640 箇所道路被害が発生し、また道路施設においても橋梁で約 160 箇所（不通：約 20 箇所、通行制限：約 140 箇所）盛土で約 20 箇所（不通：3 箇所、通行規制：約 20 箇所）、切土・斜面で約 50 箇所（不通：約 30 箇所、通行制限：約 20 箇所）の被害が発生し交通支障が生じる。

1 日後の状況は、沖縄自動車道は点検が完了し、一般車両の誘導、放置車両の排除、盛土崩落部の仮復旧等により車道を確保し、交通規制によって緊急自動車、緊急通行車両のみ通行が可能となる。一般車両が非難等で道路を使用することにより渋滞を引き起こし、物流・人流が著しく制限され、災害緊急対策に遅れが生じる。地盤変異による大変形が生じた橋梁は通行不能のままである。広域な停電のため、信号等の交通管制に支障が生じる。

2～3 日後の状況は、沖縄自動車道は仮復旧が完了し、交通規制によって緊急自動車、緊急通行車両のみが通行可能となる。国道・主要地方道は、緊急輸送道路の機能が確保される一方、その他の道路は沿岸部で復旧が遅れる。また交通規制によって緊急通行車両の通行が優

先され、災害応急対策が本格的に開始される。停電が継続される地域においては交通管制の支障も継続する。通常の貨物輸送については、当分の間輸送量が大きく減少する。

1 週間後の状況は、交通渋滞が解消にむかうが、まだ輸送機能の低下が目立つ。国道、主要地方道は一部不通区間が残る。また道路の復旧に伴い、緊急通行車両として通行許可証発行の対象となる車両が徐々に拡大され、民間企業の活動再開に向けた動きが本格化する。地盤変位による大変形が生じた橋梁の一部は、仮橋により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能となる。停電が解消された被害が軽微な地域の交通管制はほぼ回復。

1 ヶ月後の状況は、沖縄自動車道が一般車両を含めて通行可能となる。また災害復旧工事が本格化する。国道、主要地方道は橋梁の被害を除けば概ね啓開が行なわれるが、一部区間では交通規制が続く。計画停電となる地域においては、該当する日・時間帯において信号機による交通管制機能が停止する。手信号等による代替が行なわれるが、地域によっては要員が配置しきれない。各道路直下で大きな地盤変異が発生し、道路に大きな変形が生じた場合には、数ヶ月以上通行不能となる。

半年～1 年後の状況は、道路において落橋が発生した場合、完全復旧までには一年以上を要する場合もある。

モノレール：地震直後は、全区間において震度 6 弱以上となり、橋脚や起動桁に被害が生じ、全線が不通になる。また那覇空港～安里区間では、液状化の影響も認められる。那覇市を中心に、通勤・通学者が鉄道を利用できなくなる。軌道上で急停車することにより車両内に閉じ込められる。閉じ込め後の救出に半日以上を有する。

1 日後の状況は、応急復旧作業や被害状況の把握および復旧にむけた準備が始められるが、依然として普通のままである。那覇市を中心に通勤・通学者が鉄道を利用できなくなる。

1 週間後の状況は、応急復旧作業中であり、不通のままである。道路の復旧及びバスの調達を待って、バスによる代替輸送が開始される。

1 週間後から 1 年後の状況は、支柱に大きな損傷が発生した場合、完全復旧までには一年以上要する場合もある。

ライフライン

上水：地震発生直後は管路の折損、破裂、継手の離脱が生じ、水源や浄水場の被災や運転停止により、揺れの強いエリアを中心に断水が発生する。

数時間後は被災していない浄水場でも停電の影響を受け、非常用発電機の燃料が無くなった段階で運転停止となる。

1 日後の状況は停電エリアで非常用発電機の燃料切れとなる浄水場が発生し、断水する需要家が増加する。管路被害等の復旧は、当日中に活動を開始する復旧班が少ないため十分に進まない。復旧世帯数、復旧範囲も限定的となる。被災した浄水場は停電も含めほとんど復旧しない。

1 週間後の状況は県全体で 30%の需要家が断水したままである。

下水：地震直後は管路、ポンプ場、処理場の被災や運転停止により、揺れの強いエリアを中心に処理が困難となる。

1 日後の状況は、処理場の停止、下水道の破損により、排水困難な地域が発生する。管路の被害実態調査が実施される。管路被害等の復旧は、当日中に活動を開始する復旧班が少ないため十分に進まない。復旧世帯数、復旧範囲も限定的となる。被災した処理場はほとんど復旧していない。

1 週間後の状況は管路の復旧が進み、利用支障が解消されていく。一部のエリアで仮設の貯留池等に汚水等を貯留する応急対策を実施する。

電気：震直後は県全体で約 20%（沖縄本島南部～中南部の市町村：約 20～30%）の需要家が停電する。震度 6 以上のエリアとなる火力発電所はおおむね運転を停止する。主に、震度 6 弱以上のエリアで電柱（電線）、変電所、送電線（鉄塔）の被害が発生し、停電する。

1～7 日後の状況は、電柱（電線）被害等の復旧は概ね完了する。停電はほぼ解消する。建物被害等による電力需要の落ち込みが小さく、電力需要の回復が供給能力を上回る場合、需要抑制が行なわれる。電力復旧に関しては、通電火災を防ぐため、調査員によって各需要家に対して事前点検が行われる。ただし、発電設備が被災した場合は、電力復旧に多大な時間を要する可能性があることに留意する必要がある。

ガス：那覇市、浦添市、豊見城市、中城村、西原町、南風原町の都市ガスが供給されている地域は想定される震度が高く被害が発生する可能性が高いことから広域にわたり供給支障が生じる。SI 値 60kine 以上のエリアを中心に安全装置として供給を停止するため、広域的に供給が停止する。なお、耐震性の高いガス導管の比率が高いエリア等では、SI 値 60kine 以上でも供給が継続される場合もある。安全装置として SI 値 60kine でブロック単位に供給を停止することに加え、道路および建物の被害状況に応じて供給を停止するほか、各家庭にほぼ 100%設置されているマイコンメーターにおいても自動でガスの供給を停止することにより、火災等の二次災害発生を防止する。供給が停止したエリアにおいては、各家庭での給湯器等の使用が困難となる。

1 日後の状況は、安全装置のために停止したエリアの安全点検やガス導管等の復旧により、供給停止がじょじょに解消されていくが、供給停止の解消はかなり限定的である。

3 日後の状況は、安全点検やガス導管等の復旧により、少しずつ供給が再開されていく。

1 週間後の状況は、全国のガス事業者からの応援体制が整い、復旧のスピードがじょじょに加速し、順次供給が再開される。

1 ヶ月後の状況は、支障率約 9 割以上と高かった那覇市、浦添市、豊見城市では事業者による安全点検や管路復旧作業により、6～7 割程度まで復旧する。

通信：地震直後は固定電話は、県全体で約 20%（沖縄本島南部～中南部の市町村：約 20～30%）の需要家で通話できなくなる。固定電話は、震度 6 以上の多くのエリアや津波浸水のエリアで、屋外設備や需要家家屋の被災、通信設備の損壊・倒壊等により利用困難となる。全国の

交換機等を結ぶ中継伝達路も被災する。停電が発生する地域では、アナログ回線であれば固定電話を継続して利用できる可能性もあるが、需要家側の固定電話端末の利用ができなくなる場合がある。携帯電話は、伝送路の多くを固定電話に依存しているため、電柱（電線）被害等により固定電話が利用困難なエリアでは、音声通信もパケット通信も利用困難となる。通信ネットワークが機能するエリアでも、大量のアクセスにより、輻輳が発生し、固定系及び移動系の音声通信がつながりにくくなる。なお移動系のパケット通信では、音声通信ほど規制をうけないものの、メールの遅配等発生しやすくなる。交換機やほぼ全ての基地局には非常電源が整備されているため、発災直後の数時間は停電による大規模な通信障がいが発生する可能性は少ないが、時間の経過とともに非常用電源の燃料が枯渇し、機能停止が拡大する。インターネットの接続はアクセス回線の被災状況に依存するため、利用できないエリアが発生する。なお個別のサイト運営においては、サーバーの停電対策状況に依存する。停電エリアの携帯電話、スマホの利用者は充電ができなくなるため、バッテリー切れにより利用ができなくなる。

1 日後の状況は電柱被害等による通信障がいはほとんど改善しないが、需要家側の固定電話端末は徐々に回復しはじめる。輻輳は通信量が減少傾向となることから、徐々に通信規制率が緩和され、音声通信は繋がりやすくなる。県庁・市役所・町村役場をカバーする交換機では、非常用電源の稼動や電力の優先復旧により通信が確保される。それ以外の交換機は停電に対し、非常用電源の燃料補充が限定的であるため機能停止が拡大する。停電したエリアの携帯電話基地局は非常用電源の燃料補充が限定的であるため、多くの基地局で機能停止が発生する。燃料電池が配備された基地局では停電発生から 40 時間程度は機能が維持されている可能性がある。市役所や町村役場、非難所、人口が集中するエリアの一部で代替手段（特設公衆電話など）による機能回復が図られる。

2～3 日後の状況は、代替手段（特設公衆電話など）により、限定的に通信が確保される。電柱被害等の復旧や電力の回復が進む。計画停電が実施されるエリアでは、非常用電源を確保できない交換機や基地局で通信障がいが発生する。通信利用者が少ないエリアでは、移動式の交換機の配備や基地局の電源確保等が進まず、通信の回復は期待できない。

1 週間～1 ヶ月後の状況は、電柱等の復旧により通信支障の多くが解消される。

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

黄色：制限ありながら仕様可能期間 赤：使用できない期間 青：復旧見込み									
	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
電力（最短）	自家発電機 →	→	復旧	→	→	→	→	→	→
電力（最長）	自家発電機など →	→	燃料切 れなど	→	→	→	→	復旧	→
ガス	カセットコンロ →	→	→	→	復旧	→	→	→	→

都市ガス	カセットコンロ →	→	→	燃 料 切れ	→	→	復旧	→
プロパンガス	カセットコンロ →	→	→	復旧	→	→	→	→
生活用水	貯水タンクやポリ タンク→	→	無し	→	復旧	→	→	→
飲用水	サーバーやペ ットボトル→	→	→	無し	→	復旧	→	→
携帯電話	使用可	→	充電切	→	→	→	復旧	→
PC メール	数 時 間 使用可	充電切	→	→	→	→	復旧	→
電灯など	使用可	→	→	→	→	→	→	→

(4) 職員勤務体制の措置基準

① 業務等の停止措置

災害対策本部は、台風が発生し暴風警報の発令や事故発生が予想される場合、事故発生防止 のため、業務及び事業の全部又は一部を停止します。業務停止が相当される災害が発生した 際には、業務再開まで自宅待機とします。

② 業務停止の基準

- ・ 台風の勢力、進路、速度等を樹案し、当該区域が2 時間以内に暴風域に入ることが予 想されるとき
- ・ 当該区域において正午までに暴風警報が解除されない又は路線バスの運行が停止又は 停止することが明らかとなるとき
- ・ 利用者の通学する学校において、休校が決定し業務停止が相当であるとき

③ 業務の再開

台風の来週による事故発生のおそれなくなったと判断した場合は、停止した業務などを次 の基準により速やかに再開するものとします。

- ・ 当該区域が暴風域外になったとき
- ・ 当該区域において路線バスの運行が再開されたとき

※上記に関して、30 分以上の支援時間がない 場合は再開せず休業とする

(5) 大雨・洪水発生時の災害対応

大雨・洪水 警報発令時

- 災害対策本部：気象情報の収集、安全に送迎を行えるルートの指示
- 安全対策班及び職員：安全に送迎を行えるルートの確認

大雨・洪水 警報継続時

- 災害対策本部：送迎が困難であると判断した場合には、利用者家族へのお迎え依頼の検討・連絡
 - 安全対策班及び職員：利用者への説明・安全確保、家族への引き渡し
- ※特別警報が発令された場合は、業務及び事業の停止措置を取る場合があります

送迎時の安全確保

- ・ 大雨、洪水等の災害により、河川の氾濫や道路の冠水が見込まれる道路は通行しない

※冠水・浸水マップは全職員で確認と共通認識を図る。

・保護者への送迎依頼は災害対策本部、利用者の家族への引き渡しは安全対策班を中心に全職員で行う

(6) 台風発生時の災害対応

台風発生時

災害対策本部：①ネットニュース、ラジオ、TVなどで気象情報の収集（特に台風の予想進路）

②利用者が通学する学校の対応に関する情報収集

③暴風等による飛来物対策や建物と倒壊が予想される場合の補強、屋外物品収納

台風到達 暴風警報の発令中

災害対策本部：①気象・警報注意報・路線バス運行に関する情報の収集

②利用者が通学する学校の対応に関する情報収集

【業務停止決定】職員へ連絡

【事業所閉鎖決定】利用者及び家族へ連絡

職員：災害対策本部より連絡があるまでは自宅待機

台風通過後

災害対策本部：①被害情報の確認・復旧

②業務再開時期の検討・指示・連絡

職員：災害対策本部より連絡があるまでは自宅待機

安全確保を講じたサービス提供

台風通過中に発生した停電や断水等のライフラインに関する障害は、台風通過後も継続されることも予想されます。したがって、施設内でのサービス提供体制が充分でない時や必要時には、施設外の屋内や公共施設、被害がない法人他施設での活動を検討、実施します。

(7) 火災発生時の災害対応

火災発生時の対応

火災発生→火元に近い人が現場の確認・周囲へ知らせる



【119番通報】※落ち着いて119番通報→【情報伝達】職員、消防隊、災害対策本部長→消防隊到着

※住所、※満市真壁416番地の1を伝える

【初期消火】消火器を出荷場所に集め初期消火を行う。

※消火器の場所を把握しておく。

※初期消火は天井に燃え移ったら諦めて避難する事。

【避難指導】明確に指示を行い、避難指導をする。→【避難場所への避難】※避難場所（※満工業団地会館駐車場）

負傷者の有無、全員避難ができているか？をチェック



最終点呼・全員避難ができているか確認する。

※119通報、初期消火、避難指導は職員が手分けして同時進行する。

(8) 地震・津波発生時の災害対応

地震発生時の対応

地震発生→*揺れがおさまるまで机の下に隠れる、頭を両手で守るなど安全姿勢を取る

↓
揺れがおさまる

↓
負傷者、怪我人がいないか確認、点呼→負傷者あり：意識不明で重症でない場合

→安全確保をしながら避難指導

意識不明で重症である場合

→安全確保をしながら避難、119 番通報

意識不明で重症である場合

→安全確保をしながら避難、119 番通報

負傷者なし

↓
【第1避難】

真壁小学校駐車場

↓
津波発生

↓
校舎の最上部へ避難

↓
利用者家族への連絡

*避難所等へ避難した場合には、避難所での指示に沿って行動する。

津波警報発令時

→警報解除まで利用受け入れを休止

津波注意報発令時

→利用受け入れの準備、状況を見て受け入れ可否を判断

警報・注意報解除後

→通常通りの利用受け入れ・営業を再開。(但し、30 分以上の対応ができない場合は休業)

○施設内から第1避難場所までの経路

- ・負傷者の有無確認
- ・施設やライフラインの損傷確認
- ・家族へ状況連絡

(9) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

①研修・訓練の実施

- ・ 作成した BCP を関係者と共有し、平時から BCP の内容に関する研修を行なう。
→事業所にて年 1 回以上机上訓練または、非難訓練を実施する。
→研修と訓練を同時に行うことも可能とする。
- ・ 避難場所への避難訓練は施設内・施設外への机上訓練又は実際の非難訓練を行う。
→施設内への避難訓練で二階以上ある事業所は垂直避難を事業所内で行う。平屋の事業所においては近隣施設での垂直避難を行なう（机上訓練可）
- ・ 避難方法は車両での移動と徒歩での移動どちらも行なう。（机上訓練可）
→地震の後に原則車両での避難はしない。距離感、実際に移動時間がどの程度かかるかを体験してもらいと同時に避難場所までの経路を把握することで実際の災害時に迂回路がないかも確認する。
- ・ 実際の大規模災害から学べることがないか検討する。
→過去の災害で無事に避難が成功した事例などから学べることがないか検証する。

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCP の検証・見直し

- 最新の動向や訓練、非常災害対策委員会等で洗い出された課題を BCP に反映させるなど、定期的に見直しを行う。BCP 計画書は年 1 回は見直し行う。
- ・ 最新情報の入手と更新。ハザードマップの再確認をする。
 - ・ 職員、利用者のリストの更新を行なう。
 - ・ 訓練や研修を行った後に結果、振り返りなどを記録する。

* 継続して P D C A サイクルが機能するよう記載する。

（１０）建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
キャビネット	L 字金具とボルトで固定	背が低い物は対象外
ロッカー	L 字金具とボルトで固定	
その他棚	L 字金具とボルトで固定	固定は対象外
サーバー	通路外に設置	レンタルなので固定不可
棚やキャビネットの上部	極力物を置かない、整理整頓を常に行なう	定期的に確認する。

②設備の耐震措置

対象	対応策	備考
----	-----	----

ガラス戸（玄関）	飛散防止フィルムなどを貼る	ガラス戸（玄関）
窓ガラス（通路側）	飛散防止フィルムなどを貼る	窓ガラス（通路側）
消火器	点検及び収納場所の確認を行う。	消火器
各種物品	不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。	各種物品

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	管理者または代行職員が雨天時（特に大雨）にその都度確認をする。	浸水や甘漏れがある事業所は業者による点検を実施してもらう。
外壁のひび割れ、欠損、膨らみはないか	毎月1回事業所周囲を管理者又は代行者が目視確認する。	同上
暴風による危険性の確認	台風前には要確認。強風域に入る前までに目視確認する。	台風後の状態を確認する。
外壁の留め金具の錆や緩み	目視で確認。緩みがあれば締め直し可能であれば実施。	錆対策については法人で年一回交換等判断する。
屋根材や留め金具のひびや錆	目視で確認。ヒビや錆があれば報告する。	錆やヒビについては法人で年一回交換修繕等判断する。
窓ガラスに飛散防止フィルムを貼っているか（通路側の窓ガラスと玄関部）	通路にある窓ガラスについては飛散防止フィルムを貼る。	それ以外の窓ガラスにも貼る必要があるか定期的に検討する。
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか	定期的に事業所周囲の状況を確認する。 事業所で撤去できない物に関しては糸満市に問い合わせする。	

（１１）電気が止まった場合の対策

施設の管理を行う糸満工業団地組合（以下、組合）と連携し、復旧に努めます。

稼働させるべき設備・物品	代替策
電気の通常稼働	施設外や別部署での活動へ代替（夏場、熱中症対策のため）
その他	冬場であり、室内が一定以上の明るさがあれば施設内で活動を行う。
その他	記録等は全て手書きで行う。
乾電池	電池を常に単三 4 本以上・単四 4 本以上・単一電池を二本

	以上確保しておく。
保冷剤	保冷剤を事業所冷蔵庫・冷凍庫の中に保管しておく。非常時にアイシング、クーリング用で使う。
社用車 又は 職員の自家用車	車両（社用・自家用）をエンジンかけて、携帯電話を充電したり、一定時間寒さや暑さを凌ぐための休憩スペースとして活用する。
その他	タオルケット、45ℓゴミ袋（首・腕がはいるように三箇所切り取って使用）、バスタオルなどを用いて防寒対策

（１２）ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
カセットコンロ	保存食を食べる、飲み物を準備以外では使用しない。 元来入浴等もないが、何らかのタイミングで身体がかなり汚れた場合は清拭用で使う湯を沸かすためにカセットコンロを使用する。

（１３）水道が止まった場合の対策

① 飲料水

- ・まず、冷蔵庫の飲料水から使用する。（停電後 4 時間内まで飲水してかまわないが、それ以降の水分は廃棄する）
- ・サーバーの水を常に 2 本以上はストックする。
- ・職員、利用者個人が持参している水分も冷蔵庫の水分と同様長時間保存せず飲水する。
- ・飲料水が無くなるまで救助、救援がない、配給がなくなる場合は事業所から移動して最寄りの避難所で給水をするか、全員で給水ができる場所へ避難する。

＊

② 生活用水

- ・トイレのタンクの水を一回流したあとは、断水が解除されるまで流すことができないため、三か所のトイレをローテーションで活用する。
- ・基本、入浴用のための水分は保存しない。手洗いの水もないため、お手拭きシートやアルコールなどで手指の清潔を保つ事。
- ・入浴同様、洗濯も行わない。
- ・災害後、施設内の安全が確認できて入室が可能なうえで、水道がまだ使える状態の時は可能な限り水を溜めるようにする。浴槽などにも貯め、生活用水をストックする。

＊

（１４）通信が麻痺した場合の対策

①Wi-Fi、インターネット

電気が止まれば稼働ができない。電気が復旧次第、接続確認。大規模災害時には全く使用できなくなる可能性大。

②会社電話（携帯）

充電が切れたら使えなくなるため常に60%以上の電池があるように充電をする。充電切れの場合は社用車で充電して使用する。携帯の電池が切れていなくても通信障害の可能性で携帯電話が使用できない可能性が高いため、事業所から避難する場合は指定の避難場所での待機し、利用者家族と避難場所での引継ができるようにする。

③コピー機

電気が止まっていれば使用不可用、記録や印刷などできないため、記録用紙等がなくなった場合はコピー用紙に手書きなどで記録を残す。復旧作業などで労力を害われる可能性高いため、手書きの用紙などを再入力などは行わない。

④サーバー

電気が止まっていれば使用不可能。電気が復旧次第、Wi-Fi と合わせて接続を確認。

⑤連絡網

整備した緊急連絡網はいざという時に活用できるよう、定期的に確認する。電話番号の変更や、利用終了、退職、入職など情報をその都度更新する。被災地では電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることがある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく（三角連絡法）。

（１５）システムが停止した場合の対策

- ・大規模災害（津波、地震など）の場合は PC などでの事務はほぼ不可能になるため、電力が復旧するまでは記録等は全て手書きで対応する。
- ・データが喪失しないため、常に USB や外づけハードディスクに目安 1 週間単位でデータを保存、更新を行うこと。
- ・PC などは高い場所に置き浸水での被害を防ぐ。
- ・台風時には、PC やハードディスクなどは窓側から遠ざけて保管すること。

（１６）衛生面（トイレ等）の対策

①【利用者】

- ・排尿に関しては水を流さず、便器に排尿してもらう。
- ・排便に関してはゴミ袋を便器にセットして、そこに排泄してもらう。排泄後職員が袋を閉じて施設外に臨時で設置する汚物置き場に一箇所に集める。
- ・大地震直後にトイレの水を流すことでパイプの破損などにつながる可能性があるため管理者の指示があるまでは水は流さない。臭い対策で洗剤や消臭スプレーなどを適宜使用する。
- ・ライフライン復旧後に集めた汚物は産業廃棄物で処分すること。

②【職員】

・利用者と同様対策、職員は自身で自身の排泄物は片付けること。

(17) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。
定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

①【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
水（サーバー）	2		台所	管理者
ラーメン	1 ケース	半年	台所	管理者
レトルト	20	2年	台所	管理者

②【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
絆創膏	2箱		事務所	児童指導員・その他職員
マスク	1箱		事務所	児童指導員・その他職員
ウェットティッシュ	3袋		事務所	児童指導員・その他職員
生理用品	1袋		事務所	児童指導員・その他職員
脱脂綿	1袋		事務所	児童指導員・その他職員
アルコール消毒液	2本		事務所	児童指導員・その他職員
使い捨て手袋（S～L）	各1箱		事務所	児童指導員・その他職員

③【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
タオルケット	5	棚	児童指導員・その他職員
バスタオル	5	棚	児童指導員・その他職員
タオル	5	棚	児童指導員・その他職員
ラップ	2本	台所	児童指導員・その他職員
ゴミ袋（45L）	10枚×3	台所	児童指導員・その他職員
電池（単1、3、4）	各4個ほど	事務所	児童指導員・その他職員

懐中電灯	1	事務所	児童指導員・その他職員

(18) 資金手当て

現時点で加入している保険では保障対象外のため、被災時は会社積立金を活用する。
引き出し困難な場合は、本部小口にある 50 万円を活用する。

*

2 緊急時の対応

(1) BCP 発動基準

【地震による発動基準】

【地震】

本書に定める緊急時体制は、沖縄県本島において、震度6以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示により BCP を発動し、対策本部を設置する

【水害による発動基準】

- ・大雨警報（土砂災害）、洪水警戒が発表されたとき。
- ・台風により高潮注意報が発表されたとき

管理者が不在の場合の代替者↓

管理者	代替者①	代替者②

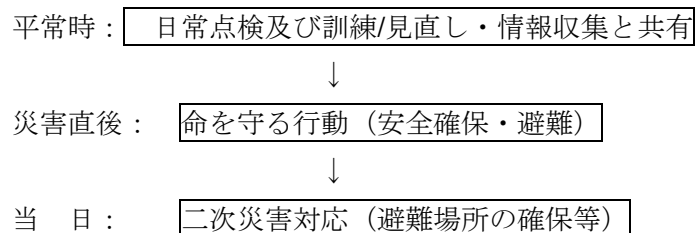
(2) 行動基準

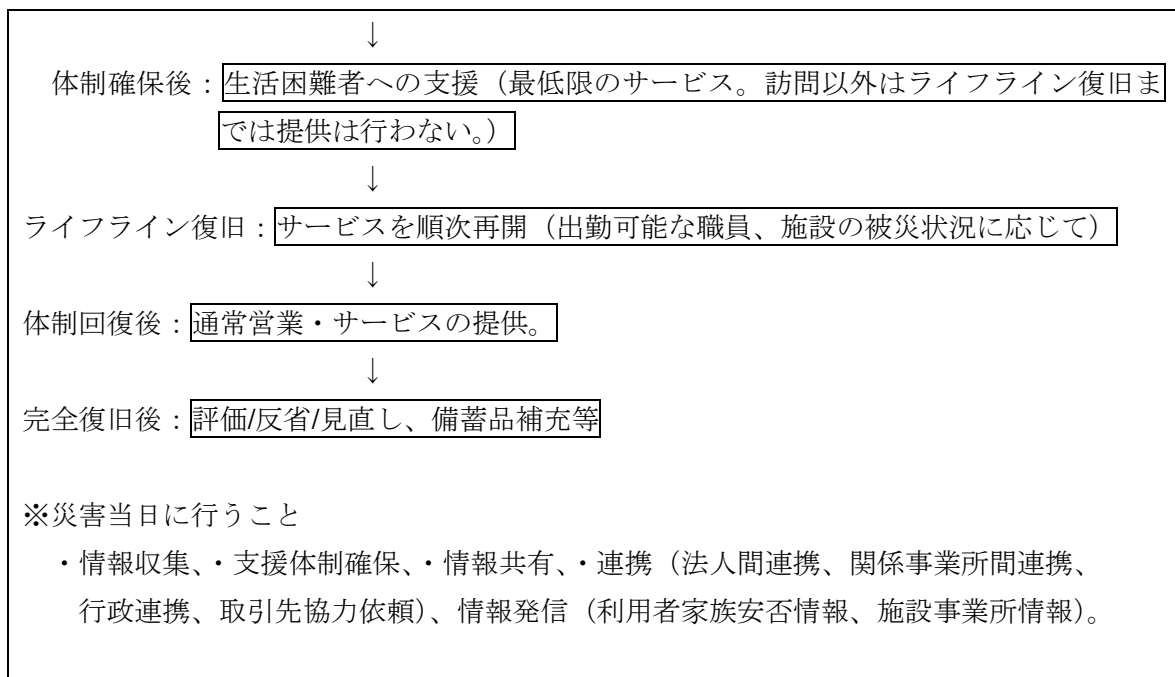
災害発生時の行動指針

災害発生時の行動指針は以下のとおりとする。

- ①職員自身および利用者（在宅の際は利用者家族も含む）の安全確保。
- ②二次災害への対策（火災、建物倒壊、パニックなど）
- ③法人各施設間の連携と外部機関との連携。
- ④情報発信。

災害発生時のフローチャート





（３）安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】 ・施設利用時は、避難前当日の日報を元に利用者と職員の点呼を行い、確認が取れた人をチェック（ダブルチェックをする）します。施設外活動時の被災については、現地で点呼を行います。 【医療機関への搬送方法】 ・被災時は救急車の出動については困難が予想されるため、事業所の送迎車で搬送しますが、事前に受け入れ先の状態を確認して搬送します。搬送時には救護班を中心に同乗します。
--

② 職員の安否確認

【施設内】 ・児童と一緒にルールです。 【勤務日以外】 ・社員の連絡ラインで災害対策副本部長が確認を行います。連絡のつかない職員については、直接電話をして確認を行います。 ・現場は混乱可能性があるので休暇の職員は社員の連絡ラインに状況を連絡する。 ・休業日の際は職員は自身と職員の家族の安全対策を講じた後に社員のラインに状況を連絡する。
--

（４）施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

① 【施設内】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	・施設室内から出る。	・施設外駐車場
避難方法	・原則は徒歩で移動。 ・被災時では順序正しく、整列して避難はできないことが想定され、やること（どこへ、どのように避難させる）、注意点（車いすの方など）を職員各自が理解した上で臨機応変に対応する必要がある。車椅子の方や自力歩行困難者に関しては管理者が率先して、介助する職員を指名して避難誘導させること。 ・パニックに陥る利用者もいるため、強度行動障がいの状態の利用者の避難誘導は生命優先で行うこと。	・左記と同様

②【施設外】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	・真和志高校（体育館）	・真地小学校
避難方法	・原則は徒歩で移動 ・車両で移動は傷病者のみ（但し道路が通行可能の場合限定で余震の可能性がない、低い場合限定） ・負傷者や歩行困難者は車椅子や手製担架にて移動する。 ・パニック者や強行状態の方の対応も施設内への避難と同じ考えだが、屋外避難場所は距離があるため時間的なゆとりがある場合はクールダウン、落ち着いてから避難を行うこと。パニック状態で長距離の移動は安全に行えないため。	・左記と同様

（５）勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

- ・ 基本震災直後に家族へ引継ぎができた後は、ライフラインの回復までは通所事業に関しては休業。
- ・ 震災直後、家族へ引継ぎできない場合はその日対応・出勤している職員が利用者を家族

へ引き継ぐまでは時間外勤務で対応。ただし、職員個人の事情にて業務終了希望の職員がいた場合は一時的に安全が確保された後に業務終了を了承する。避難場所、又は万が一事業所に留まっている場合（避難ができない状態）の場合には残っている利用者数に応じて利用者のお世話のため1～2名の職員が引き継ぎできるまで対応する。仮に3日以上のお世話業務が続いた後は、先に帰宅した職員と勤務交換を行い、家族に引継ぎができるまで同様の対応を行う。

- ・ 家族が連絡がとれない、または家族に不幸（死亡、重症）などで家族へ引継ぎできない場合は市町村障がい福祉課へ連絡し、当該利用者の対応をどうしたらよいのか相談行ないその決定を待つ。

（６）復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートとして下記を活用する。

<建物・設備の被害点検シート>

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	電気	通電　／　不通	
	ガス	利用可能／利用不可	
	水道	利用可能／利用不可	
	携帯電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	車両（ノア１）	使用可能／使用不可	
	車両（ノア２）	使用可能／使用不可	
	車両（アイシス）	使用可能／使用不可	
	車両（アルト）	使用可能／使用不可	

②災害時の連絡案内

那覇市内で発生している火災・救助・その他の災害の発生状況については、災害の種類や場所などを、電話による自動音声で24時間ご案内しています。

災害発生状況の案内用電話番号

098-868-2146

（備考）通話中は、電話料金が発生します。

（備考）回線が込み合って、電話が繋がりにくい場合があります。

お知らせ

災害発生状況の問い合わせのため、119 番へ電話する事例が発生しています。119 番は、災害時に緊急車両を出動させるための緊急回線ですので、災害発生状況の問い合わせには絶対に使用しないようお願いいたします。

業者名、機関	連絡先	業務内容
りゅうせきガス	098-858-0611	ガス
沖縄電力	0120-586-601	電気
(株)福山商事	098-889-1177	トイレットペーパー等消耗品
(資)栄整備工場	098-889-4251	社用車全般の修理・点検
(株)トヨタ上泉	098-867-2659	社用車全般の車両保険関係
あけぼのアルミ	098-861-0311	サッシ、ガラス窓全般
(有) 三和造園土木	098-997-4403	ゴミ回収
那覇市消防本部	098-867-0119	消防
那覇警察署 (与儀)	098-836-0110	警察

③利用者にかかわる行政機関、連絡先一覧

市町村、県	機関名	連絡先
那覇市	那覇市役所 (障がい福祉課)	098-862-3275
豊見城市	豊見城市役所 (障がい・長寿課)	098-850-5320
八重瀬町	八重瀬町役場 (社会福祉課)	098-988-9598
南風原町	南風原町役場 (障がい福祉班)	098-889-4416
南城市	南城市役所 (生きがい推進課)	098-917-4341
糸満市	糸満市役所 (障害福祉課)	098-840-8103
沖縄県	沖縄県庁 (生活福祉部障害福祉課)	098-866-2190
	沖縄県福祉サービス運営適正化委員会	098-882-5704

(7) 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

※取材対応に関しては利用者、職員のプライバシーの保護を第一優先に対応行う。
※被災などの情報発信については利用者、職員家族、行政、関係機関への報告は適切に行う。
※利用者、職員家族、行政、関係機関からの情報開示を求められた際は応じ、その時できる方法で情報を開示する。
※大規模災害後は当事業所から率先してマスコミに公表する手間や時間はないと想定して

いるが、マスコミからの取材対応に関しては上記にも記載あるがプライバシーに配慮される場合のみ対応する。

3 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

①連携先との協議

※現在他施設との連携は定めてはないが、糸満地区に二か所法人の事業所があるので、その二か所と被災時には連携、協力を求める。

②地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
シルビアン ゆらら		児童の受け入れ、職員応援
シルビアン 本部		職員応援

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
きなクリニック		協力医

(2) 連携対応

① 事前準備

- ・被災時の連絡先、連絡方法
相手先の事業所へ会社携帯や固定電話での連絡、又は職員の携帯からの連絡やグループLINEで連絡のやりとりを行う。
- ・備蓄の拡充
余剰がある事業所は不足が発生している事業所へ提供を行う。提供などで事業所間の往復に関しては、道路状況で判断。また備蓄品の提供に関しては糸満地区の事業所は糸満地区からの提供、那覇地区は那覇地区からの提供での往来とする。
- ・職員派遣の方法
職員派遣に関しては職員の出勤状況で判断行う。災害直後は職員はそれぞれが所属している部署での活動業務を行うこととする。派遣はライフライン復旧後に出勤可能な人員をもとに派遣される事業所、派遣を出す事業所の管理者と派遣される職員の同意の元で行うものとする。
- ・利用者の受入方法
災害後の利用者の受け入れについては、建物が安全で使用できる、送迎車両が使用可能な状態、最低限のライフラインの復旧（水道が使用可能か?）、利用者と事業所が連絡のやりとりができる状態か?、3名以上の職員が出勤可能か（応援・派遣を含んで）?の条件を満たしたうえで、もっとも受け入れニーズが

高い利用者を選抜（利用者の自宅の被災、利用者の家族が負傷などの介護者に影響がでた場合など）し、最低限の職員数で対応できる利用者数を受け入れる。その際、利用者の水分や、食事等は全て持参してもらうこととする。ただし送迎車両が使えなくても利用者家族が送迎をしてくれる場合には受け入れを可能とする。

・受入スペースの確保

同一法人外で近隣住民等の受け入れなどがあった場合は、場所の提供を行うが利用者優先のため一部屋一般用のスペースを作り日中のみ場所の提供を行う。共有スペース（トイレ、台所など）は双方が配慮して使用を行う。

・相互交流 など

現在近隣等との交流はないが、今後のために地域や他者、他法人との連携交流ができるように努める。

②利用者情報の整理

- ・事業所にて利用者の氏名、連絡先、生年月日、血液型などを記載した利用者カードを作成する（濡れても影響でないようにラミネート加工する。紛失がないよう所定の位置を決めて保管。出来る限り防災バッグに収納。）
- ・利用者カードは利用者の情報が変わるたびに更新する。
- ・利用者及び職員連絡一覧を毎年更新する。

③共同訓練

- ・法人の糸満地区事業所は、糸満地区同士で共同訓練（机上訓練含む）を一年に一回程度行う努力をする。
- ・現在、外部や法人外で連携している団体等はないが、機会があれば積極的に訓練を行う。

4 地域との連携

（１） 被災時の職員の派遣

※被災時の職員の他社、他施設への派遣は原則行わない。（被災時は当法人も甚大な被害を受けていることが想定されるため、余力がないものと思われる。ただし、行政からの強い要望や依頼があった場合にはその限りではない。

※派遣にあたっては職員の意向を尊重する。

（２） 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

※福祉避難所としての機能を満たしていないため、基本受け入れは行わない。

※被災時に、近隣住民等からの受け入れ要望があった場合には、施設が倒壊などの危険がなく安全が認められた場合は利用者への支援と配慮に対して協力を依頼ができるのであればその限りではない。最終的には利用者、職員と近隣住民が過ごせるスペース分の居場所を提供する。最終判断は施設管理者がその時の状況に応じて決断する。

② 福祉避難所開設の事前準備。

※基本、福祉避難所として運営は行わないため必要最低限の物品以外は確保しない。

(3) 通所系・固有事項

【平時からの対応】

- サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
- 特定相談支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。
- 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫することも望まれる。

【災害が予想される場合の対応】

- 台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、特定相談支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

- BCPに基づき速やかなサービスの再開に努めるが、サービス提供を長期間休止する場合は、特定相談支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する。
- 被災により一時的に事業所が使用できない場合は、利用者宅を訪問するなど代替サービスの提供を検討する

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和4年4月1日	BCP 作成	
令和5年6月1日	推進体制、役割分担者の氏名、連絡先リスト	
令和6年9月1日	推進体制、役割分担者の氏名	
令和7年4月1日	情報発信項目変更、連絡先リスト	

【様式①】利用者の安否確認シート

利用者氏名	安否確認	容態・状況
1,	無事・死亡・負傷・不明	
2,	無事・死亡・負傷・不明	
3,	無事・死亡・負傷・不明	
4,	無事・死亡・負傷・不明	
5,	無事・死亡・負傷・不明	
6,	無事・死亡・負傷・不明	
7,	無事・死亡・負傷・不明	
8,	無事・死亡・負傷・不明	
9,	無事・死亡・負傷・不明	
10,	無事・死亡・負傷・不明	
11,	無事・死亡・負傷・不明	
12,	無事・死亡・負傷・不明	
13,	無事・死亡・負傷・不明	
14,	無事・死亡・負傷・不明	
15,	無事・死亡・負傷・不明	
16,	無事・死亡・負傷・不明	
17,	無事・死亡・負傷・不明	
18,	無事・死亡・負傷・不明	
19,	無事・死亡・負傷・不明	
20,	無事・死亡・負傷・不明	
21,	無事・死亡・負傷・不明	
22,	無事・死亡・負傷・不明	
23,	無事・死亡・負傷・不明	
24,	無事・死亡・負傷・不明	
25,	無事・死亡・負傷・不明	
26,	無事・死亡・負傷・不明	
27,	無事・死亡・負傷・不明	

※利用者の容態・状況には、アレルギーの有無（アレルギー情報）もあらかじめ把握しておくこと。

【様式②】 職員の安否確認シート

職員等氏名	安否確認	自宅の状況	家族の安否	出勤可否
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考()	可能 ・ 不可能 備考()

【【様式③】 連絡先リスト（職員、相談支援、学校）

[illegible]

【様式④】連絡先リスト（児童、利用者）

氏名	連絡先（続柄）	第二連絡先（続柄）	メール	備考